

著作権・契約書 Q&A 4



第4回 作者が亡くなっている場合の著作権/保護期間と著作権継承者について

弁護士・ニューヨーク州弁護士
福井健策

Q: 戦前の小説を原作として、戯曲を書きたいと思っています。遺族の方の許可を買う必要があるのでしょうか？ また、遺族の方の許可を買う場合には、たとえば長男の方一人の許可を貰えば十分なのでしょうか？

A: これまで、第2回では実話に基づく劇作について、第3回では既存の小説や映画のハリウッドについてお話ししてきましたが、今回はこれら「原作」シリーズの第三弾、古い小説を脚色する場合の問題です。実際にはこうしたケースはとて多いだろうと思います。

① 死後の著作権

さて、小説などの既存の著作物について、設定、ストーリー、エピソード及び登場人物を踏襲してこれを戯曲化する行為は、著作権的には「翻案」といわれます。既存の戯曲を改作する行為も基本的には「翻案」でしょう。こうした「翻案」をおこなう権利は著作権者の独占的権利ですから、戯曲化や改作をおこなうためには著作権者の許可を得なければ

なりません。前回お話しした「ハリウッド」は、これも形式的には翻案にあたるケースが多いのですが、ハリウッドという性格を考慮して、たとえ著作権者の意に反してもやってもいいんじゃないの、という議論があるという話でした（日本の裁判所は今のところ認めていませんが）。しかし、こうしたハリウッドとも言えない、いつてみれば通常の戯曲化や改作（なんとも曖昧な言い方ですが）は、これは著作権者の許可がないとできないと断言していいでしょう。

ここで問題になるのは原作が古い作品の場合です。著作権の保護期間は原則として著作者つまり作家です。その死後50年（正確には死亡の翌年の1月1日から50年間で終了します。ですから、現時点でいえば1952年12月31日以前に亡くなった日本の作家の作品は、日本での著作権は切れていることになり、これをパブリック・ドメイン（PD）になった、などと言います。著作権の保護が切れていけば、作品を翻案するのに著作権者の許可は要りません。なお、上の例外として、匿名・変名で公表された作品や団体名義の作品は、作品の公表後50年で保護が終了します。つまり、普通の作品より保護が早く終わるのですが、今問題となっている旧音楽座の裁判のケースなどは、途中からプロデュース側が作家の意思に反して団体名義で戯曲を公表してしまっています。ですからこのままでは著作権は公表から50年で終わってしまうのです。困ったことです。

② 死後の著作人格権

ただし、こうした戯曲化や改作にはもう一つ権利がかかっています。それは著作人格権といわれるものです。先ほどの翻案権は著作権者の権利でしたが、こちらは著作者の人格権です。仮に著作権が作家から別な個人や会社に譲渡されているとしても、この著作人格権は作家に残ります。そこで、作家は原作者としてのクレジットを要求したり（氏名表示権、あるいは意に沿わない作品の改変を拒絶する（同一性保持権））ことができるのです。つまり、もしも作家が著作権を誰かに譲渡している時には、著作権者から「翻案」の許可を貰い、更に著作人格権を持つ作家からも戯曲化・改作の許可を買わなければならない。更にこれまた複雑なのが、こうした著作人格権による許可というのは、どんな戯曲化や改作でも必ず必要かという点、必ずしもそうとは限らない、たとえば原作を忠実になぞっている脚色の場合などは許可は要らないかもしれない、ということです。

では、古い作品の場合、こうした著作人格権もまた作家の死後50年で消滅するのでしょうか、私もそうなら簡単でいいと思うのですが、違います。単純化して言えば、作家の死後も、その配偶者、子供、父母、孫などが生存中は、こうした人々が著作人格権の侵害を理由に差し止めなどの請求をできるのです。権利行使できる人の優先順位はここに書いたとおりです。ですから理論的には、著作権は切れているけれど著作人格権の方はまた要注意とか、その逆があり得る

訳です。

③ 個別のケースでの交渉の相手方

上のような基準を現実のケースにあてはめてみましょう。古い作品でも著作権は誰にも譲渡されていなくて、なおかつ作家も存命であれば、戯曲化や改作の許可をとる相手は簡単、その作家本人です。作家本人が簡単な方かどうかは別問題ですが。

では、著作権はまだ切れていないけれど作家はもう死んでいる、という場合、一体誰の許可をとればいいのか。もう結論は出ますね。著作権が誰かに譲渡されているならば、「翻案」の許可は現在の著作権者からとります。著作権が誰にも譲渡されないままに作家が死亡した場合には、著作権は原則として遺族に相続されます。こうした相続人が誰であるかはこれまでケース・バイ・ケースですが、たとえば配偶者と子供が全員存命であれば、配偶者と子供が相続分に応じて著作権を共有していることになり、その場合、シヨックなことですが法律的には共有者全員の許可をとらなければ翻案はできないことになっています。共有者は代表者を決められることになっていますし、現実にもこうした問題では遺族を代表するような立場の方がいる場合が多いかもしれません。その場合には、その方が本当に著作権共有者の意向を正しく代表できているかどうか、見極めが必要で、万一遺族間で意見が割れたりすれば、実務的にはちよつとお手上げでしょう。そして、上のいずれのケースでも生存中の

配偶者、子、孫などがいる場合には、著作人格権にかかわる許可をとらなければいけないかどうか、検討することになります。まあ、相手が同じ人なら別に悩む必要もありませんが。

なお、上で挙げた著作権の保護期間は、日

本の作家の作品や日本で最初に発表された作品についてのものですが、外国の原作についてはこれとは違った扱いになる場合があります。それについてはまた別の機会に。（以上）

